

書に、萬治二年津田勘兵衛上、地三百六拾歩拜領被仰付。とあり。されば白鬚の社地邊より玉井氏の下邸へかけ、いにしへ津田氏の邸地なりしと聞ゆ。

○津田勘兵衛重次傳

重次は、遠江守重久入道道供の二男、初め和泉と稱す。父重久初め關白秀次公に奉仕す。秀次公事ありし翌慶長元年、吾が藩の招に應じ藩士と成り、五千五百石を領し、慶長十四年致仕し、重次家を繼ぎ、後一萬石を領知す。その子孫鳳卿が新刊韓非子解詁後叙に云ふ。家祖遠州君重久、平内府之正曹、伏見城之世主云々。慶長中告老。仲子重次稱和泉。後更勘兵衛。襲職。父子相繼守大聖寺城者十餘年。大坂之後以宿將。從在中軍。預參謀略。重次兄弟率私徒。領先鋒。雪夜攻眞田丸。先衆傳壘。炮矢如雨。微轍正々。北陸之兵無出其右者云々。重次沙汰農政。掌刑獄。統平副旨。尋至參政云々。といへり。三壺記に云ふ。寛永十八年秋の末に、津田勘兵衛御成の用意とて、作事等をいとなみ、道具の拵へ、京・大坂へ人橋を懸けられけり。然る處に津田勘兵衛切死丹の宗門たる事紛れなしと、大手の辻に高

札を立つる。光高君被聞召、利常卿御在江戸なるにより、飛脚を以て被仰上ける處に、先づ勘兵衛を江戸へ被指越申譯をも仕るやうに御意ありければ、俄に江戸へ参られけり。詮もなき儀と思召しけれども、其の昔の切死丹御吟味はころびければ事濟みけるに、今程は御吟味は親の代に切死丹にて、子は他宗なれ共遁れがたし。然る故に、猪子九郎左衛門・横田彌五兵衛・金瘡の不亂坊・官腰達摩寺の不樂坊、其の外足輕已下迄も、江戸より指來るに任せて、江戸へ被遣。安江町酒屋九郎次郎は側源太左衛門の掣なるを、是も指越に付江戸へ被召寄。津田勘兵衛も其の昔少年の時分は年久し。いか成縁にて左様の事もありけるやと、皆人知るものなし。其の昔は若き者の伊達する者は、是非に此の宗門に成りて、珠數を首に懸け、切支丹の道具にこんだつとやらんいふ物を腰にさげて、是を威勢とする事なれば、勘兵衛儀も幼少の時、左様の事も有りしやらんと、推量計は申しけれ共、極まりたる證據なし。殊に父遠江守道空(原)の年忌には、宮腰口の禪龍寺にて百日の江湖を附け、大法會を執行せられ、佛神へ歸依して正五・九月は兩愛宕

へ参られ、大盤若讀誦にて祈禱ありしに、いか成災難ぞと人申しける。右高札立てける時、公事場より添札立てける寫。

津田勘兵衛、先年切支丹宗門御改に而、高山南坊流罪之刻、彼宗門ころび申候得共、内心は立歸り候様に、當廿日此所に札を立候。乍去札之書様不隨候に付、入御披見候事難成候間、七日之内にひそかに爲告知、其身罷出、御穿鑿於落着は最前御定之御褒美之上、増被下候様に可申上候。此事不申顯候は、右之札意趣に可爲立者也。

十月廿三日

奥村 源左衛門

岡嶋 市郎兵衛

小塚 藤右衛門

右板津左兵衛書調被立置けれ共、何之重ねて異儀も無之。乍去離指置、江戸へ下向也と。或説に、南町の邊に柴屋と云ふ町人あり。日本にたばこはやり來る時、此の柴屋と云ふ者初て金澤より賣初め、刻たばこなど仕けり。をどり歌にも、柴屋たばこやらんじようやとうたひけり。此の町人申分仕出し、津田勘兵衛批判にて、申分は負に成りて、

礫に懸りけり。此の一類共、勘兵衛を意恨に思ひける由申傳ふるに付き、若し此の一類の末々の者ありて、札を立てけるにやと諸人申しならしけり。かくて勘兵衛江戸へ参着有りて、利常卿より言上被成けれども、證據もなき事なれば、湯嶋の町に徒に年月を送り、本郷五丁目へ宿をかへて被住けるが、慶安四年五月廿日終に病死を遂げられ、子息伊織・半佑兩人病中孝行を盡し、禪寺へ移し葬送し、加州へ被罷歸。哀成事共也。父の津田遠江は與三郎と申す時、明智日向守の家人にて、若年たりといへども、一騎當千の剛の者にて、備前長光刀を明智より賜はり、本能寺への先手也。其の後高野山にありしを、秀吉公被召出、關白秀次公へ御付け被成しが、關白殿御生害の後、今枝内記と一所に被召寄、道空と申して、勘兵衛に家督を譲り、光高君へ武功の咄申上げ、御寵愛不斜。勘兵衛は御分國郡中の沙汰共、如何様共存寄次第に可仕旨被仰出、諸代官に下司を成したり。惣領の娘に松平伯耆の次男を養子掣とし、津田伊兵衛と名付け、其の娘子を葛巻内藏助に嫁娶被仰付。與十郎十四歳の時、伊兵衛子息龍之助十一歳、切々能を興行せ